

『東三河後見センター』会報 第71号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 7 年 3 月 31 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 15

2月は寒さが厳しい日が多く、3月からは一気に暖かくなり、春の訪れを感じられるようになると思えば、北陸や太平洋側では局所的に春のドカ雪があり、三寒四温のとりの気象状況が続いています。また、埼玉県の大規模陥没事故、岩手県の大規模な山林火災等、2025年が始まり3か月の間にも、通常の暮らしを脅かす災害が発生しました。謹んでお見舞い申し上げます。

令和7年度も新城市市民後見養成事業へ協働・参画することになりました。この3年間で修了された方の多くが、当法人の市民後見人登録名簿に登録され、数名の方が活躍されています。活躍の場としての法人の在り方も重要となると感じています。

第2期基本計画の中間年となっています。2000年4月に今の成年後見制度と介護保険法がスタート。社会福祉の仕組みも社会福祉法で大きく転換が図られました。今般、見直しの作業が進められている成年後見制度ですが、前回と同じように社会福祉の支援体制の見直しも重要だろうと思います。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）から

- 意思決定・生活の継続と地域社会への参加 -

令和7年2月12日に開催された、第19回成年後見制度利用促進専門家会議において「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）」（以下、「中間検証報告書」という。）が提案されています。第二期計画では、成年後見制度の運用の見直しが示されているところであり、この会報の発行までに、法制審議会一民法（成年後見等関係）部会で国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が16回実施されています。運用の見直しでは、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念が十分考慮される必要があることを述べています。

中間検証報告書の成年後見制度の運用改善については、尊厳ある本人らしい生活を継続するために、(1)本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透、(2)適切な後見人等の選任・交代の推進等、(3)不正防止の徹底と利用しやすさの調和、(4)各種手続における後見事務の円滑化等、という4つの課題を掲げて、具体的な取り組みが紹介されています。(1)はすべての項目に通じるものと思いますが、意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素とし、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐこと等ができるようになることとされ、本人の自己決定の尊重や、本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させることができると考えられています。そのために、後見人等を含む支援チームが意思決定支援の実践に取り組み、本人の特性に応じた意思決定支援という考え方の浸透への取り組みの状況を今後も注視しながら、実践現場につなげていくには何が必要なのか熟考していきたいと思えます。

認定 NPO の更新 4 回目の更新

認定 NPO の更新のための書類を提出後、令和6年12月12日、愛知県の担当者2名が法人事務所へ来所され実地調査がありました。みなさまのご支援をうけ認定 NPO 法人の更新が無事認められ、令和7年2月13日から令和12年2月12日の期間を有効期間として認定されました。平成21年から4回目の更新となります。日頃からみなさまの温かいご支援とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。引き続き、当法人は「市民参加の法人後見」を軸に「地域・市民と共に考え協働して、高齢者・障がい者が生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」としての活動を充実させていきます。これからも、何卒ご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。（代表理事 工藤明人）

令和6年度 フォローアップ研修報告



令和6年度 新城市市民後見人養成事業「フォローアップ研修」が、令和6年2月1日(土)13:30~16:00まで、新城市社会福祉協議会会議室で行われました。

当日は、養成講座修了生、新城市、新城市社協、東三河後見センター関係者総数20名参加されました。

内容は、令和6年度愛知県市民後見人養成研修・実践研修で使用した「映像による後見活動等に関する学習」より、成年後見知識確認クイズ、権利擁護支援の担い手を増やす活動編、市民後見人、法人後見人インタビューの映像を見て、クイズに答えたり、他市での活動風景を見たり、いつもと違った研修で始まりました。



休憩をはさんで、当法人の古川理事から「補助人さんとのアメリカ珍道中!ロスアンゼルス・ドジャース観戦報告」と題して、実践報告を聞きました。参加者皆身を乗り出すように面白く聞いている様子でした。

最後は、当法人工藤代表理事によるグループワークで、事例に基づき、権利擁護支援の気づき、意思決定支援の難しさ等々、グループで話し合い、お互いの意見をぶつけ合っていました。

非常に有意義な2時間半であったと思います。受講した人たちも今回の研修で、大変多くのことを学ぶことができました。新城市市民後見人養成講座は、令和7年度も行われます。

(文責 山本達也)



東三河後見センター退職のご挨拶

杉山 智子

平成22年に第一回市民後見人養成研修が始まりました。参加者は、30名。私もその中の一人でした。研修後、23年の2月に居宅介護支援事業所を退職し、3月に当センターにお世話になることになりました。あれから15年、出会いと別れを経験し、いろいろな方々のご支援とご指導をいただき、私なりに努力してきたつもりですが、常に「これで、良かったのか？」と自問自答しながら自分の無力さに落ち込んだ事もあります。その方に寄り添い・なにを望んでいるのか考えるとき、私の亡くなった母の介護の失敗を思い出しました。母に出来なかった事への後悔を二度としたくないと思うからです。嬉しい事はもちろん悲しい事・がっかりした事、いろいろな経験を通して得たものは、貴重な体験でした。人の倍の人生を過ごしたように思います。これからは、市民後見人としてもう少しお世話になります。



愛猫 風(ふう)ちゃん

昨年から、ご縁があり町内の福祉会のお手伝いをさせていただいています。何もできませんが、ゆっくり話を聞いてあげたり、「お元気ですか？」と声をかけることを心がけています。当センターで学んだ知識が役立つ機会があれば幸いです、少しでも地域に貢献(後見)できることができたらな～あとと思います。

新任自己紹介

池田 妙子

私は、令和5年度新城市市民後見人養成講座を受講し、令和6年の4月から市民後見人として活動させてもらっています。実際に後見活動してみるとやりがいを感じました。大変なこともあります、面会に行くときすでに扉の所で待っていてくれたり、帰りの時はずっと見送ってくれたり、被後見人の方からやさしい声をかけてくれたりうれしいことがありました。そんな被後見人さんのために活動できることはうれしいです。



市民後見人として活動していく中、今年の1月から常勤としてお世話になることになりました。今まで以上に後見業務等に関わる時間が増えます。後見人は出来ることと出来ないこととがありますが、どこまでも被後見人の方に寄り添い、一緒に伴走していけたらと思っています。まだまだ不慣れで至らないこともありご迷惑をかけていますが、諸先輩方からいろいろ教わりながら頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

市民後見人活動を振り返って II

村川 賢一

＜死亡後事務パート II＞

以前の会報（第 68 号 ケースファイル 39 「市民後見人活動を振り返って」）でお伝えした、被後見人 A さんの死亡後事務の続きです

これは、もはや成年後見制度上の必要な活動からすでに離れてしまったものとも言え、言ってみれば、余分なおせっかいでしかない事でもあります。

A さんの死亡後、近親者の検索をしたところ、弟さん（C さん）が首都圏に住んでいることが分かりました。相続の手続きを進めるため手紙で連絡を取ってみたのですが、返事が無くて、どうしたものかと考えあぐねていました。

A さんに知的障害があったことから、C さんにも何かそうしたことがあって上手に行動ができないということはないだろうかと思い、現地福祉事務所や社会福祉協議会に連絡を取って、福祉支援上のネットワークのなかから、C さんの生活状況を確認できないかと試みてみました。

電話ではあったのですが、生活保護のワーカーさんと思われる方が、住所登録されているアパートを覗いていただけることになり、返事を待ったところ、くだんのアパートの部屋の前まではたどり着いたのですが、応答がない上に、閑散としていて住んでいる気配が感じられなかったとの返信が届きました。

当時、何とか時間を作って、グーグル・マップ頼りに現地アパートを訪れてみようと思っていた矢先でしたが、その電話を受けてところが折れました。どんどん時間は過ぎて行くのに、対処の手がかりを失くしてしまった思いでした。

そんなとき、思わぬ救世主が現れました。A さんが亡くなって程なくしてお母さんも亡くなられたのですが、そのお母さんの弟さん（本人からすれば叔父さんです）から、突然電話が入ってきたのです。

それは、お母さんの後見人であった F 市社協から、A さんの生前の状況を知りたいということで、弟さん（D さん）から連絡を受けたので、東三河後見センターを紹介してよいかとの話で始まりました。

藁をもつかむ思いで、その了解を伝えるとともに D さんの連絡先を聞き取り、直ちに電話を入れました。電話では、D さんは G 県にお住まいで、C さんとは連絡を取り合っている仲であることが分かりましたので、法定相続人である C さんとの間で、遺留金品の引き渡しをしたい旨とその援助をお願いしました。

Dさんは、会社経営をしているとのことで、社会的に信頼を置ける方であることが想像されるようなお話でありました。

相変わらず、Cさんとの間の連絡は、ついていません。お知らせいただいた携帯電話にいくら電話しても全く出てくれることが無くて、相続に関する手続きのお話は、Dさんを介しての手段を取らざるを得ない状況でした。

それでも、Dさんのお骨折りのおかげで、11月2日に遺留金品のすべてを引き渡すことができ、引継書を交わして、家裁に最終の報告を提出するところまで、こぎつけました。

11月2日には、私が現地まで出向き、お二人と直接面会をして、終結にたどり着いたものです。色々なことは重なるもので、その日は、関西で大雨が降った影響で、新幹線が一時止まってしまう事態に遭遇しました。新横浜の手前で、しばらく停車してしまい、その先に進むことが難しいといった事態になりました。少しずつでしか進まないこだま号で、何とか新横浜駅には届いたので、在来線に乗り換えて、目的の駅までと進み、待ち合わせの時間変更をお願いしながらの成果でした。

<成年後見制度の事実行為>

被後見人Aさんが亡くなってから、7カ月余りの時間を費やして、終結に至ることができましたが、まだ続きがあるのです。

遺留金品の引き渡し時には、ゆうちょ銀行からもらった、相続手続きの申請様式を添えて、戸籍謄本の取得等あわせて説明をしましたが、その後、Dさんからの電話で、ある金融機関での手続き中で、進まない事態になっているとのことでした。その対応には、その金融機関からの追加資料の請求案内が来ているとのことであつたので、その文面のFaxを送ってもらい、問題の確認をしながら、戸籍の取り方の説明をしました。

いろいろなやり取りは、Cさんからというより、Dさんとの間で行っています。さらに、2月末頃を目標に、お墓参りに行ってみたいとお話もできましたので、まだまだ、お手伝いが続くのかなあと考えています。

成年後見活動中の事実行為については、いろいろ法的問題もあると思われませんが、専門家の後見活動と比べた時に、「市民後見人」の存在価値を考えると、被後見人さんには、身上監護を厚くすることが良いのではないかと考えます。プライスレスのボランティアが果たして正しいことと言えるのか、また、必要枠を超えた活動だと言われてしまうかもしれません（仕事とは何なのか?）。自分事として今回のケース対応は、多様性の一環とし、一人合点の行動だったとも思っています。

「福祉実践」の視線は、後見活動の中に入ることができるのでしょうか、それとも、事務的に効率的に進めることを良しとするのでしょうか?

会 員 紹 介

平山 真澄



昨年 9 月より活動をはじめました平山真澄です。現在障害者グループホームに入所している 50 代の男性 1 名を担当しております。

後見の活動を始めた経緯をお伝えします。福祉の仕事をした後、後見人の仕事をしている友人より紹介があり、令和 5 年度養成講座を受講しました。初めは、自分にこのような責任のある後見人の活動ができるのか、躊躇していましたが、後見に携わっている方々からお話をお聞きし、後見人になることを決めました。後見センターの皆様へ助言・指導を受けながら進めています。

現在の趣味

1・茶道：お饅頭が大好きで 40 年ほど続けております。また、着物を着て、お稽古、お茶会に出かけることは、背筋が伸び凛とした気分になれます。そして時々、観劇などにも着物で出かけています。毎年、春の豊川市主催の桜まつりでは、着物を着てお茶を点てます。

2・ボウリング：ボウリングは、まだ日が浅くスコアは良くないのですが、ボウル、シューズを購入してからは、少しでもスコアを上げようと、ボウリング場開催のリーグ戦に参加し、楽しくボウリングをしています。ボウリングをしている仲間の中には、90 代の方もみえます。皆さん第 2 の青春を謳歌しているようです。私も、ボウリングを通して、楽しい仲間と元気にボウリングを続けたいと思っています。

3・旅行：以前は、毎年旅行に出かけていましたが、コロナ以降、出かける機会が減ってしまいました。しかし、今年は、1 月にカンボジア（シュリムアップ）世界遺産のアンコールワット、アンコールトムに行ってきました。（一人参加のツアー）私は日本語以外話すことはできませんが、今は、便利なアプリ（通訳）があり、ホテルでのトラブルはアプリで解消できました。これから先の旅行での語学の問題は、このアプリで解消できそうです。また、行っていない国に出かけます。

プライベートを充実させながら、今後も後見人の活動は、後見センターの皆様へ助言、ご指導を受けながら、続けてまいります。よろしくお願いいたします。

令和6年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和7年3月16日現在)

正会員費納入者（敬称略） 55名（うち匿名2名）

- ・山口裕啓 ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・池田妙子 ・加藤啓子 ・田中剛 ・近藤由美子 ・中村成人
- ・工藤明人 ・杉浦弥生 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・影山恒太 ・花田玲子 ・坂柳ゆかり
- ・村川賢一 ・齋藤尚 ・佐藤美子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・梅田大己 ・高森陽一郎 ・二村良子
- ・本多啓枝 ・岡本守 ・田中幸一 ・豊田和浩 ・長谷川愛 ・長坂宏 ・福住幸子 ・細野京子 ・今泉全勝
- ・西川邦輔 ・杉山智子 ・藤田慎 ・今泉博充 ・神谷典江 ・小野晴美 ・古瀬修 ・金田貴子 ・高柳大太郎
- ・北沢悦子 ・足立和男 ・小林佳子 ・中島由恵 ・武重博 ・倉本秀子 ・水野遠次 ・長谷川卓也
- ・井上裕一 ・緒川睦子

賛助会員費納入者（敬称略） 75名（うち匿名8名）

- ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・中谷芳孝 ・彦坂ケサエ ・八木憲一郎 ・大林充始 ・西田初美 ・足木充邦
- ・磯村隆樹 ・大須賀康 ・片岡京子 ・惣卜厚子 ・都築昭吉 ・中野正二 ・夏目滋 ・秋田誠二
- ・金沢富雄 ・清水則子 ・藤倉陽子 ・山内康敏 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・寺部美代子 ・小川祐子
- ・田村陽子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・佐宗健二 ・水野登代子 ・山口純子 ・石原紀久代 ・成瀬明子
- ・藤戸繁美 ・伊與田千鶴子 ・額綱光幸 ・廣永義昭 ・荒川暁子 ・小栗久美 ・夏目みゆき ・樋口茅子
- ・松田朝夫 ・稲垣良子 ・北村隆信 ・河村祐子 ・内藤加代子 ・吉本京子 ・大橋茂樹 ・室田美知代
- ・豊田弘子 ・工藤栄 ・山本勇雄 ・廣田祥久 ・西田妙子 ・新村知弘 ・岡本由紀子 ・齋藤啓治
- ・森岡真司 ・杉原昌博 ・林梨絵 ・津田匂子 ・丸山博子 ・神田秀幸 ・中村八重子 ・富安陽子
- ・中野公平 ・渡辺勝弘 ・高島史弘

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート ・豊川市手をつなぐ育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・豊川精神障がい者家族会むつみ会 ・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（敬称略） 42名（うち匿名5名）

- ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・中村成人 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・小川祐子
- ・野呂壽海雄 ・石原紀久代 ・蟹江充子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・村川賢一 ・花井昭典 ・花井則文
- ・額綱光幸 ・二村良子 ・北村隆信 ・本多啓枝 ・岡本守 ・勝見康夫 ・福住幸子 ・北沢伊
- ・斉藤歯科医院 ・小林修 ・梅村勝久 ・中島由恵 ・蒲中昭和29年度卒業3年3組クラス会
- ・和田肇 ・長谷川卓也 ・齋藤啓治 ・杉山智子 ・松下啓子 ・松本真理子 ・清水則子 ・梅田大己

東三河後見センターの今後の予定（4月～6月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第2会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

- 臨時理事会 4月25日(金)、14:00～ 豊川商工会議所第5会議室
- 通常総会 5月17日(土) 13:00～(受付12:30～) 豊川商工会議所2階ホール
- 事務局会議 4月8日(火)、5月13日(火)、6月10日(火) 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和7年3月16日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和6年4月1日現在受任者数	72名	31名	13名	1名(保佐)	117名
今年度受任者数(令和6年4月～)	11名	5名	0名	0名	16名
今年度終了者数(令和6年4月～)	6名	2名	1名	0名	9名
令和7年3月16日現在合計	77名	34名	12名	1名	124名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	13名	7名	4名	2名	0名	0名	岡崎1、湖西1	28名
知的障がい者	29名	7名	11名	3名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	69名
精神障がい者	13名	2名	8名	1名	0名	1名	幸田1、東栄町1	27名
合計	55名	16名	23名	6名	1名	15名	8名	124名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	5名	7名	1名	13名
知的障がい者	29名	5名	5名	39名
精神障がい者	5名	0名	0名	5名
合計	39名	12名	6名	57名

市民後見人25名の方が上記表の57名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和6年4月1日～令和7年3月16日現在)

- 賛助会員費納入者：80名(法人賛助会員5法人含む)
- 寄 付 者：42名
- ◎ 認定寄付者人数：105名(年間目標100名達成!!)

年会費

- 個人正会員 5千円
- 法人正会員 1口2万円以上
- 個人賛助会員 3千円以上
- 法人賛助会員 1口1万円以上

★愛知県より令和7年2月13日～令和12年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています(令和7年1月10日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 事故、災害、スポーツ、選挙、様々なニュースが世界を駆け巡りましたが、令和6年度もなんとか終わることができそうです。5月には通常総会が行われますが、総会后、久しぶりに東三河5市から来賓を招き、シンポジウムを開催します。また、これまでとは違った交流会・懇親会も行いますので、皆様、是非ご参加頂きますようお願い致します。(井上 裕一)